

マリスタジアム再構築に係る庁内連携会議 事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 幕張新都心の新たなまちづくりの拠点として再構築を進めるスタジアム（以下、「スタジアム再構築」という。）について、「千葉マリスタジアム再整備基本構想」で掲げる内容の実現に向けて、事業スケジュールなど幅広い情報を共有するとともに、スタジアム再構築に係る各種課題の総合的な協議調整を行うことを目的として、「マリスタジアム再構築に係る庁内連携会議」（以下、「庁内会議」という。）を設置する。

(組織体制)

第2条 前条の目的を達成するため、庁内会議は、課長級職員からなる「事業推進会議」及び主査級職員からなる「担当者会議」から構成するものとする。

(事業推進会議)

第3条 事業推進会議は、所管課による各種課題の検討状況を確認し、プロジェクト全体の進捗をモニタリングすることを目的に開催するものとする。

- 2 事業推進会議は、別表1に掲げる部署の課長級職員をもって構成し、会議のとりまとめを行うための座長を置く。
- 3 事業推進会議は座長が招集し、進行役を務める。
- 4 座長は、総合政策局未来都市戦略部マリスタジアム再整備推進課長とする。
- 5 その事案の内容により、構成員の全部の出席を求める必要がないと認めるときは、その一部の出席を求めて会議を開催することができる。

(担当者会議)

第4条 担当者会議は、所管課による各種課題の検討状況を共有し、プロジェクト全体の進捗をコントロールすることを目的に開催するものとする。

- 2 担当者会議は、別表1に掲げる部署の主査級職員をもって構成し、会議のとりまとめを行うための議長を置く。
- 3 担当者会議は議長が招集し、進行役を務める。
- 4 議長は、マリスタジアム再整備推進課主査とする。
- 5 議長は、その事案の内容により、構成員の全部の出席を求める必要がないと認めるときは、その一部の出席を求めて会議を開催することができる。

(その他)

第5条 庁内会議の座長及び議長は、必要に応じて、庁内会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 庁内会議を円滑に進めるため、必要に応じて、関係所管課において個別に協議・調整を行うものとする。

(事務局)

第6条 庁内会議の事務局は、総合政策局未来都市戦略部マリスタジアム再整備推進課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。

別表 1

| | | | |
|----|-------|-----------|---------------|
| 1 | 総合政策局 | 危機管理部 | 危機管理課 |
| 2 | 〃 | 〃 | 防災対策課 |
| 3 | 〃 | 未来都市戦略部 | 幕張新都心課 |
| 4 | 〃 | 〃 | マリスタジアム再整備推進課 |
| 5 | 財政局 | 財政部 | 資金課 |
| 6 | 〃 | 〃 | 財政課 |
| 7 | 〃 | 資産経営部 | 資産経営課 |
| 8 | 市民局 | 生活文化スポーツ部 | スポーツ振興課 |
| 9 | 環境局 | 環境保全部 | 脱炭素推進課 |
| 10 | 経済農政局 | 経済部 | 経済企画課 |
| 11 | 〃 | 〃 | 観光 MICE 企画課 |
| 12 | 〃 | 〃 | 観光プロモーション課 |
| 13 | 都市局 | (局課) | 都市政策課 |
| 14 | 〃 | 都市部 | 都市計画課 |
| 15 | 〃 | 〃 | 交通政策課 |
| 16 | 〃 | 公園緑地部 | 緑政課 |
| 17 | 〃 | 〃 | 公園管理課 |
| 18 | 建設局 | 土木部 | 土木管理課 |
| 19 | 〃 | 道路部 | 道路計画課 |